

## [事案 2022-254] 新契約取消請求

・令和5年9月22日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和3年1月に契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人は、投資信託と生命保険を比較しながら説明を行ったため、本契約は投資信託と同様に、短期間で解約しても運用資金が全て無くなることはほとんど無いと考えた。
- (2)募集人は、解約返戻金の推移について説明しなかった。
- (3)契約内容が十分に理解できていなかったことから、支社を訪問し、クーリング・オフを希望した。その際、「支払った保険料はいつでも戻ってきますか?」と確認したところ、募集人は、「戻ってきます」と誤った説明をしたため、支払った保険料がいつでも戻ってくると理解し、クーリング・オフをしなかったことにした。
- (4)募集人が、保険商品を勧める目的を隠してセミナーを開催したり、クーリング・オフを希望する自分に対して、「そんな言い訳しないでください」「私も飯食っていく立場なんです」と述べ、不適切な対応をした。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書、パンフレット、契約概要、注意喚起情報等を使用して説明を行い、書面を申立人へ交付した。募集人は、本契約は保険商品であり、投資信託とは商品の性質が異なることを説明した。
- (2)募集人は、設計書記載の運用実績例表等を用いて、運用実績の推移を説明するとともに、注意喚起情報を用いて、短期間での解約の場合、解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかであることを説明した。
- (3)募集人は、申立人から、クーリング・オフを検討している旨の申出を受けたが、その理由が、手数料が高いことであったことから、本契約は生命保険料控除の対象となること、死亡保険金は相続税における非課税枠があること、担当がいることで繰入比率の変更や積立金の移転といったメンテナンスについてフォローができること等のメリットを説明し、申立人より、契約継続の意向を確認した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人がマネーセミナーを行ったこと自体は、不法行為に該当すると評価することはでき

ないが、保険会社では、保険募集に該当しない内容のセミナー等であっても、その開催を文書等で告知する場合には、当該文書の内容について事前申請が必要であり、事前申請が行われた場合には、当該文書に保険会社名を記載するルールになっているところ、募集人は、セミナーの開催にあたり当該ルールを順守していない。

- (2) 募集人は、申立人に保険証券を交付していないにもかかわらず、保険証券の受領証を「こちらで代筆しておく」と連絡をして、申立人から日付と氏名を記載した紙の写真を送信させているが、募集人のこのような態度は、顧客に対する対応として不適切であると言わざるをえない。